

臓器移植について

臓器移植は病気や事故によって臓器（心臓や肝臓など）が機能しなくなった方に、他の方の健康的な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。健康な家族からの肝臓・腎臓などの部分提供による生体移植と亡くなられた方からの臓器提供による移植があります。

移植に用いられる臓器は、心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、小腸及び眼球（角膜）です。

日本で臓器の移植希望登録をしている人はおよそ1万3千人います。しかし、臓器の提供が少なく、数多くの方が移植を待ちながら亡くなっています。

日本で事故や病気で亡くなる方は毎年およそ110万人です。その1%弱の方が脳死になって亡くなると推定されています。

自分が最期を迎えたとき、誰かの命を救うことができます。

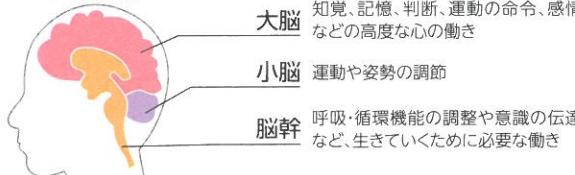
わたしたちひとりひとりが、今、臓器提供について考え、家族と話し合い、自分の臓器提供に関する意思を表示しておくことが大切です。

脳死ってどんな状態ですか？

脳死とは、脳全体の動きが無くなり、人工呼吸器などの助けがなければ心臓が停止してしまう状態です。脳死になると、どんな治療をしても回復することなく、心停止に至ります（心停止までに、長期間を要する例も報告されています）。脳幹の機能が残っていて自分で呼吸できることが多く、回復の可能性がある植物状態とは全く別のものです。

臓器移植法に基づく脳死判定は、脳死後に臓器提供を行う場合に実施します。

正常な脳



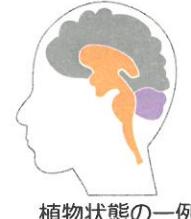
大脳 知覚、記憶、判断、運動の命令、感情などの高度な心の働き

小脳 運動や姿勢の調節

脳幹 呼吸・循環機能の調整や意識の伝達など、生きるために必要な働き



機能喪失部分



その他のQ&Aについては、ホームページをご覧になれます。

臓器移植

検索

あなたの意思を登録しましょう。

ホームページ

<http://www.jotnw.or.jp>

モバイルサイト

<http://www.jotnw.or.jp/m>



■臓器移植に関するご質問・お問い合わせは――――――――――――――――

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16 晩翠ビル3階

(社)日本臓器移植ネットワーク ☎ 0120-78-1069

<携帯電話からは>TEL: 03-3502-2071 FAX: 03-3502-2072

臓器移植に関するQ&A

Q1 臓器は誰でも提供できますか？ 年齢の上限はありますか？

A 意思を表示することには、年齢の上限はありません。高齢の方でも病気で薬を飲んでいる場合でもどなたでも記入していただけます。

ただし、がんや全身性の感染症で亡くなられた場合に臓器提供できない場合があり、実際の臓器提供時に医学的検査をして判断します。これまで0～70歳代の方からの臓器提供が行われています。

Q2 提供後からだはどうなりますか？

A 入院している病院で、数時間（3～5時間）の摘出手術をした後にご家族の元に戻ります。臓器を摘出するための傷ができますが、きれいに縫い合わせて、清潔なガーゼで覆い、外から見ても傷がわからないようにします。

また眼球提供の際は、義眼を入れますので顔はほとんど変わりません。

Q3 提供する時に費用の負担や謝礼はありますか？

A あくまでも善意に基づく無償の提供ですので、臓器提供者の方には提供に関する費用は一切かかりません。

また、葬儀の費用や謝礼が支払われることもあります。

Q4 現在意思表示カードを所持していますが……

A 平成22年7月17日より新しい制度に変わり、意思表示カードの内容も変わりました。今お持ちのカードも有効ですが、この機会になるべく書き直して、家族にも自分の意思を伝えておきましょう。臓器を提供する意思表示は15歳以上が有効ですが、提供しない意思は15歳未満でも有効です。

Q5 インターネットでの意思表示（登録）も必要ですか？

A 本人の意思をより確実に確認するために特に親族優先提供を希望する方、臓器を提供しない意思の方は、インターネットでの登録をおすすめします。意思を登録すると、ID入り登録カードが郵送されます。変更や削除は、いつでも可能です。

～臓器提供の意思表示にご協力下さい～

被保険者証や運転免許証などに
臓器提供意思表示欄がある方へ

運転
免許証

被保険者証

あなたの意思で 救える命があります。



グリーンリボンは、
移植医療のシンボルです。

● INDEX ●

臓器移植について

脳死ってどんな状態ですか？

意思表示欄の記入方法

親族優先提供について

臓器提供の流れ

Q&A

インターネットでも臓器提供の意思表示ができます。

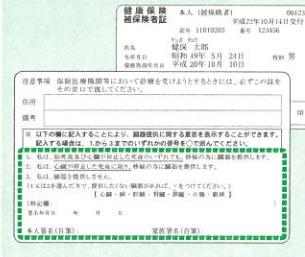
厚生労働省

(社)日本臓器移植ネットワーク

○運転免許証の意思表示欄(例)



○被保険者証の意思表示欄(例)



臓器提供意思表示欄の記入方法

1. 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。』

- STEP 1** 1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3 私は、臓器を提供しません。
『1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください』
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】
- STEP 2** [特記欄]
- STEP 3** 署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆):
家族署名(自筆):
- STEP 4**

※家族署名欄がないものもあります。

※ご本人の意思が不明な場合、ご家族の承諾で臓器を提供することができます。

STEP

① 意思の選択

自分の意思に合う番号にひとつだけ○をしてください。

- a) 脳死後及び心臓が停止した死後に提供してもいいと思われている方は、1に○をしてください。
- b) 脳死後の臓器提供はしたくないが、心臓が停止した死後は臓器を提供してもいいと思われている方は、2に○をしてください。(この場合、法律に基づく脳死判定を受けることはありません。)
- c) 臓器を提供したくないと思われている方は、3に○をしてください。[STEP④へ]

STEP

② 提供したくない臓器の選択

1か2に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。

なお、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球
心臓が停止した死後：腎臓・脾臓・眼球

STEP

③ 特記欄への記載について

a)組織の提供について

1か2に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。

b)親族優先提供の意思について

親族優先提供の意思を表示したい方は、左ページをお読みいただいた上で「親族優先」と記入できます。

STEP

④ 署名など

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。
可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名してください。

臓器提供の流れ

①移植コーディネーターによる説明

ご本人の臓器提供を希望する意思表示があるか、ご本人の意思が不明な場合に、ご家族が臓器提供について説明を聞くことを希望するときは、主治医などからの連絡を受けて移植コーディネーターが病院を訪れ、説明を行います。

②家族の意思決定

説明を聴きたくないと思われた時は、いつでも断ることができます。移植コーディネーターから説明を受けた後、十分に話し合いをして臓器を提供するかどうかをご家族の総意として決めます。

③脳死判定(脳死後の提供時のみ)

臓器提供が決まれば、脳死判定が行われます。脳死判定は法に基づいた厳格な方法です。2回目の脳死判定が終了した時刻が死亡時刻となります。家族が希望すれば脳死判定に立ち会うこともできます。

④移植を受ける患者の選択

移植を希望する人は(社)日本臓器移植ネットワークに登録されています。提供される臓器が最も適した患者(レシピエント)に移植されるように医学的な基準に従って公平に選ばれます。

⑤臓器の摘出と搬送

レシピエントが選ばれると、提供する臓器の摘出手術が行われます。

摘出された臓器は、移植手術を行う施設に迅速に運ばれて移植を待つ患者さんに移植されます。



ひとりの提供が数人の命につながります。

親族への優先提供をお考えの方は、以下をお読み下さい。

親族優先提供の意思表示については、(社)日本臓器移植ネットワークのホームページからの意思登録をおすすめします。

親族への優先提供が行われる場合

以下の3つの要件をすべて満たす必要があります。

ご本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思を書面により表示している。

臓器提供の際、親族(配偶者^{※1}、子ども^{※2}、父母^{※2})が移植希望登録をしている。

医学的な条件(適合条件)を満たしている。

※1 婚姻届を出している方です。事実婚の方は含みません。

※2 実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。

親族優先提供についての留意事項

医学的な条件などにより移植の対象となる親族がいない場合は、親族以外の方への移植が行われます。

優先提供する親族の方を指定(名前を記載)した場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。

「〇〇さんだけにしか提供しない」という提供先を限定する意思表示があった場合には、親族の方も含め、臓器提供が行われません。

親族提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。

* 意思表示欄保護シールについては、下記にお問い合わせください。

運転免許証：運転免許試験場、運転免許センター、免許の更新できる警察署など
被保険者証：各医療保険者または被保険者証など発行窓口